

第72号議案

春日市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正による管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、減給の期間にある職員が降給となった場合における減給の額等に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

春日市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和32年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「につき」を「、その発令の日に受ける」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に発令された減給について適用し、同日前に発令された減給については、なお従前の例による。